

日本YWCAの使命(ミッション)
イエス・キリストに学び、共に生きる世界を実現する
世界のひと々と共に人権・平和・環境の問題に取り組む

第29総会期主題
平和を実現する人々は幸いである—マタイによる福音書5章9節

- 日本YWCAビジョン2015
(1) 非核・非暴力による平和を構築する
・平和憲法をまもり、世界に広める
・市民レベルで東北アジアの信頼関係を築く
・女性と子どもの権利をまもる
・パレスチナYWCAの活動を支援する
(2) 若い女性のリーダーシップを養成する

YWCA 4

APR. 2009

発行所 日本キリスト教女子青年会
〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-8
Tel. 03-3264-0661
【四谷オフィス】
〒160-0008 新宿区三栄町6-12 2F
Tel. 03-5367-1872/FAX 03-5367-1873
E-mail: office-japan@ywca.or.jp
編集発行人 石井摩耶子
振替 00170-7-23723 (毎月1日発行)
定価1部 150円
年間購読料2,200円(送料込)

www.ywca.or.jp



4月24日は世界YWCA日 世界YWCAは女性差別撤廃条約の履行を求めています

ニアラザイ・グンボンズバンダ 世界YWCA総幹事



185カ国以上が「国連・女性に対するあらゆる形態の差別撤廃条約」(CEDAW、通称「女性差別撤廃条約」)を批准し、さらに多くの国が固有の法案を採択し、この女性の権利に関する国際条約を支持しました。世界各国の政府はCEDAWの履行を求められています。その具体的な内容は、女性の人権を促進するための国内法の承認、女性に対するサービス、とりわけ健康・教育・食の安全供給・カウンセリング・交通などのサービスの提供、女性をエンパワー・ジェンダーの不正を軽減するためのプログラムやプロジェクトに十分な予算を配分することなどがあります。しかし、世界の多くの女性、特に地域社会や家庭で、暴力・貧困・排除・病気のない生活を求め日々闘う女性にとって、CEDAWはかけ離れたものとなっています。

2007年に開催された世界YWCA総会では、女性のための世界規模の運動への支持として、YWCA運動をCEDAWの履行に重点を置くよう求める決議を採択しました。この決議は、加盟YWCAに自国でのCEDAWの履行と監視、CEDAW委員会にNGOからの代替レポートやシャドウレポート(影の報告書)などの定期的報告書の準備作業に参加するよう求めています。

世界YWCAはCEDAWなどの条約を通じて、また、柔軟に対応する女性運動によってもたらされた女性の地位の向上を祝福します。成すべきことはまだまだたくさんありますが、世界YWCAは世界中の女性と少女の生活を改善し、人権とジェンダーの公正を確実に擁護し、促進していくことに全力を尽くします。

「[コモン・コンサーン] 137号から抜粋
翻訳協力：コモン・コンサーン翻訳チーム」

今年是全国総会が開催されます

- 臨時全国総会 11月21日(土)午前
第30回全国総会 11月21日(土)~23日(月・祝)

女性差別撤廃条約が 国連で採択されてから30年 —日本の現状は？ YWCAは？

国際婦人年連絡会世話人・東京YWCA会員
江尻美穂子

今年には女性差別撤廃条約が国連で採択されてから30周年に当たり、わが国がこの条約を批准してから24年となる。長年女性差別に苦しみ、男性に隷従を強いられながらも、男女平等を指し指して血のじもよふな闘いを続けてきた多くの日本女性たちは、この条約の採択により、男女平等社会の実現に向けてさらに大きな一歩をふみ出すことができたと考えたのであった。確かに1985年以降、いくつかの法律が改正され、男女共同参画社会基本法をはじめとする男女平等を推進するための法律が公布・施行された。しかし、現状を見ると、まだまだ日本社会においては女性差別が横行していることは、大きな賞金格差・管理職女性の数の少なさなど、枚挙にいとまがない。

この条約が「ざる法」にならないように、その18条において、締約国は国連事務総長にあてて4年ごとに自国におけるこの条約の進捗状況、すなわち政治的・経済的・社会的・文化的・市民的その他のどのような分野においても、人権の尊重に基づいて女性が一切の差別なく、平等に活動できているかどうかを点検して報告することになっている。そしてその報告は、「徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野における十分な能力を有する専門家」23人によって構成される女性差別撤廃委員会で検討され、コメントがつけられて各国に戻る。わが国はすでに、広く市民からの意見を募集して第6回の女性差別撤廃条約実施状況報告書を作成しているが、「前回の報告時点に比べて、女性差別撤廃に進展が見られた」という政府見解には「表面にはトガ子どもに及ぼす悪影響への警鐘と優れた絵本の持つ意義と価値が、「だいたいじょうぶだよ、ゾウさん」「ヤクーバとライオン」など多数の絵本と具体的な事例を通して紹介され、予定時間を越えて熱心に語り続けられていない対応をされる柳田さんのお人柄に、受講者ともども委員も感銘を受け、講演会は好評のうちに無事終了した。この10年間に継続・新規のマザーズカレッジ受講者は15の都府県に広がっている。従来の活動をより広め、深めるために、引き続き児童文学に関する講座の開催・ストーリーテラー指導者の養成・これまでの蓄積を生かしたボランティアとしての地域への貢献を進めたいとともに、今回の講演会を主題に広い関心が集まったことも踏まえ、より多くの人に働きかけられるような企画を発信していきたい。神戸YWCA 長谷川竹乃

NGOの持つ力
タイに来て1年半が過ぎた。今私は、平日のほとんどを障がい者の人々と共に暮らしている。タイでは、政府や会社でなく社会活動をする団体を総称してNGOと呼ぶことが多い。私が暮らす場所もまたNGOの事務所ということになる。お世話になっている人の多くが障がいを持つ当事者だ。彼らは、障がい者自立生活センターを立ち上げ、地域内の障がい者にサービスを提供している。例えば、当事者同士によるピアカウンセリングや制度等の情報伝達・介助者支援などである。タイでは、ほとんどの障がい者は家族と生活している。地域で家族や友人と暮らすことは幸せなことではあるが、時には障がい者に関する情報不足から、行政手続きが出来なかったり、家族の中でストレスがたまったり、自分の障がいを負と感じて楽しみを我慢しているケースもある。そんな障がい者を訪問し、悩みを聞いたり、情報提供したりするための自己選択や自己決定(活動)である。彼らは「障がい克服」ではなく「自らの生活を豊かにするための自己選択や自己決定のあり方」を重視する。そのために社会の障がい理解を変えていくこと、これが彼らの主張だ。実はこの活動は、日本の障がい者が自らの草の根の活動を伝えたことが契機になっており、今でも日本とタイの障がいの交流は続いている。近年、タイ政府も障がい者を講師として迎えるようになった。現在のタイの状況をみてみると行政が彼らの後追いをしているかすら見える。行政には出来ないきめ細かい活動。当事者だからこそ出来る活動。それを支えた国境を越えた連携。NGOの真骨頂はそこにあると痛感し、彼らの行動力に敬服する日々である。まず当事者の声を大切にし民意から社会を変える。YWCAは地域とも国際的ネットワークとも連結している。地道だけれど、私たちの活動は、当事者の声を聞いて社会変革につなげる活動だと、タイに来てますます思うようになった。(京都YWCA会員)



マザーズカレッジ10周年

神戸YWCA

メディア社会とこどもの心 ~なぜ今、絵本~

「当会は、よりよく生きるために」をテーマに掲げて1999年に活動を開始、「こぼの力」「人が育つ」「生きる糧」をキーワードに、多様な分野の研究者を招いて毎年3回の連続講座を公開講演会を続けています。また、ストーリーテラー養成講座から発足した2つのストーリーテリング研究会は、活動の成果を子ども文庫支援として地域に還元してきました。本年1月31日(土)にはノンフィクション作家柳田邦男さんを講師に迎え、「メディア社会とこどもの心」なぜ今、絵本か」を主題に、10周年記念講演会を神戸教会礼拝堂で開催した。当日は悪天候のなか、高校生・保育士・幼稚園・小中高・大学教授・会社員・介護士・塾講師・文庫関係者・絵本作家など、近畿圏はもとより熊本・教員・名古屋からも、10代から80代まで200人を超える参加者が集まりました。講演では、ケータイ・ネットが子どもに及ぼす悪影響への警鐘と優れた絵本の持つ意義と価値が、「だいたいじょうぶだよ、ゾウさん」「ヤクーバとライオン」など多数の絵本と具体的な事例を通して紹介され、予定時間を越えて熱心に語り続けられていない対応をされる柳田さんのお人柄に、受講者ともども委員も感銘を受け、講演会は好評のうちに無事終了した。この10年間に継続・新規のマザーズカレッジ受講者は15の都府県に広がっている。従来の活動をより広め、深めるために、引き続き児童文学に関する講座の開催・ストーリーテラー指導者の養成・これまでの蓄積を生かしたボランティアとしての地域への貢献を進めたいとともに、今回の講演会を主題に広い関心が集まったことも踏まえ、より多くの人に働きかけられるような企画を発信していきたい。神戸YWCA 長谷川竹乃

地域YWCA連絡先

Table with 5 columns: 地域YWCA, 〒, 住所, TEL, FAX. Lists various regional YWCA branches and their contact information.

卒業生へ「YWCAパスポート」プレゼント

現在日本YWCA加盟校となっている全国35のキリスト教主義学校からは、毎年100名前後の中高YWCAメンバーが高校を卒業していきます。社会や国際問題についての学習・地域での奉仕活動などを経験して来た若者たちが、日本各地または世界各国にYWCAがあり、同じ理想を掲げて活動していることを知ってほしいと願って、小さな冊子「YWCAパスポート」を作成し、卒業のお祝いとすることにしました。各種プログラムや学びの機会、あるいは地域YWCAの連絡先などの情報は、若者たちに、新しい土地や環境での生活のなかで、困難なとき、将来の夢の実現へ向けた手がかりを探す時のガイドとなってほしい。そして各地のYWCAの皆さまには、常に温かい受け入れの用意をお願いしたいのです。それはまた、若者たちを送り出した教師の方々の願いでもあります。 中高YWCA委員会

- 「協力ありがとうございます」
賛助費(以下敬称略)
藤田純子 江口世都 大倉川昭子
安田愛子
平和教育基金 石井摩耶子
オリブの木基金
加藤純子 折戸和子 細野裕理子
片野光子 田中哲男 四宮大二郎
高柳博一 横山正代
女子学院教会部
日本キリスト教団聖野教団教会学校
国際協力基金「中国四川大震災被災者救済」名屋YWCA
国際協力基金「ミャンマー」名屋YWCA
国際協力基金「緊急国際協力基金」名屋YWCA
国際協力基金「ガザの子ども達」支援基金
堤山順子 松田和子 宮藤伸子
寺田藤子 手島千景 渡辺裕子
渡辺 肇 鈴木みき 辻 加代
大谷 翠 土屋さき 仁木三智子
ラズスハル 中島まり英
日本キリスト教団 静岡教会
街頭募金 函館YWCA
函館YWCA 浦和YWCA
広島YWCA

クリスマス献金
横浜英和学院 女子聖学院 中高等学校
学校 弘前学院 聖愛中学校 高等学校
捜真女学校 高等学校 中部中
日本基督教団 六角橋教会
日本キリスト教団 静岡教会
日本キリスト教団 阿佐谷教会
日本キリスト教団 松戸教会
福岡YWCA
一般寄付 仁科弥生 鷹崎由代
(2009年2月20日現在)
「ガザ封鎖解除の署名」は3月10日現在、日本YWCAに4959筆をお送りいただきました。またガザの女性と子どもたちへの緊急支援基金は3月10日現在54万1495円をいただきました。ご協力ありがとうございました。
訂正(3月2日)
「児童買春・ポルノ禁止法の1日でも早い改正を」で、民主党が11月に改正骨子発表とありますが、6月の誤りでした。お詫言ひして訂正します。

変革のための女性のツール

CEDAW
国連採択30周年

女性や少女にとっての女性差別撤廃条約とは

女性差別撤廃条約（CEDAW）は、女性のための国際人権条約と呼ばれています。世界中の女性や少女にとって、この条約は何を意味するのでしょうか。オーストラリアYWCA総幹事で、長年にわたり女性の人権問題に携わっているキャロライン・ランバートがお答えします。

（コモン・コンサー）137号より抜粋
翻訳協力：コモン・コンサー翻訳チーム

世界の多くの女性や少女たちは、コミュニティの中で男性や少年と平等な扱いを受けていません。同じ仕事をしても同じだけの賃金は得られず、また学校にも行けず家や兄弟や姉妹の世話をしなければならなかったり、地域の教会やモスクやシナゴグでは責任あるポジションにつくことを阻まれています。しかしながら、1979年の国連総会で採択された、「女性に対するあらゆる形態の差別撤廃条約」（CEDAW、通称「女性差別撤廃条約」）はこのような差別を禁止しています。185カ国以上がCEDAWに調印しており、各国政府は新法の採択・政策の転換・意識改革キャンペーンの開始などを含む特別措置を講じて差別の撤廃をはかることが求められています。

■CEDAWとは

CEDAWは、国連・政府・女性の人権団体および活動家による数十年に及ぶ活動の集大成といえることができます。1975年にメキシコシティで開催された第1回世界女性会議で、女性のための人権条約の規定が提唱されました。1979年12月18日に国連総会はCEDAWを採択し、これにより女性の国際的な権利条項の必要性を国際社会が認めることとなりました。現在、CEDAWは女性を差別から守る最も権威のある国際人権条約です。これは、



オーストラリアYWCA総幹事
キャロライン・ランバート

政治・保健・教育・経済・雇用・法律・財産・結婚および家族関係などの女性の基本的人権に、包括的に取り組む最初の国際条約です。

CEDAWを批准した国は、国レベルでのCEDAWの実施状況を4年ごとにCEDAW委員会に報告することが求められます。報告のセッションでは、政府代表は格差や困難についてCEDAW委員会と建設的な対話を行わなければなりません。1999年にはCEDAWの選択議定書が可決され、これにより委員会は、差別を受けていると確認され、かつ、利用できるすべての国内的救済措置を尽くした女性個人や集団からの申立てに対応する権限を持つようになりまし。

政府がCEDAWを実行するためにとるべき3つの主要なステップがあります。

- 1 法律・政治・習慣における差別撤廃
- 2 差別および実質的な平等の達成
- 3 女性のすべての権利へのCEDAWの適用

1 差別撤廃

政府は法律・政治・習慣が女性を差別しないことを保証しなければなりません。たとえば、女性が車の運転をすることを禁止する法律はCEDAWに違反しています。女性が男性と同等

のレベルで土地を相続することを禁止する習慣的または宗教的な制度はCEDAWに反しています。さらに法律や、女性の全面的な社会参加を認めることが社会的利益にもなることの認識を高めることを目的としたキャンペーンを通して、官民双方における差別撤廃のための対策を講じることが政府に求められています。

2 平等の達成

政府は女性に対する法的および実質的な平等を実現するために、差別を講じなければなりません。法的平等にかかわらず一つの例が女性の自動車運転を制限する上記の例で、これは明らかに女性を差別する法律です。実質的な平等とは、もっと広範でさらに実現困難な類のもので、法的な平等からさらに一歩踏み込んだ平等であり、法律・政策・習慣が差別的影響を与えていないかどうかを問うものです。たとえば、HIVの治療やケアを女性が男性より受けにくいのが社会的現状ではないでしょうか。実質的な平等の構想とは、単に不平等行為の排除だけでは女性の平等を保障できないことを認識したものです。女性の不平等に対する長期的影響への対策も同

3 すべての女性・すべての権利へのCEDAWの適用

政府参加・健康・教育・雇用・家族関係・法制を含む女性の生活のあらゆる分野における差別を撤廃するため、政府は対策を講じなければなりません。自分の国籍を取得する権利・移

条約とセットで働く「選択議定書」日本は未批准

1999年には女性差別撤廃条約に一層実効性を持たせる「選択議定書」が国連で採択された。条約と議定書がセットで働くことで、条約は生きている。

1面で紹介したとおり、女性差別撤廃条約は185カ国が批准しており、そのうち96カ国が「選択議定書」を批准している。しかし日本は選択議定書を批准していない。先進国で批准していないのはアメリカと日本の2カ国のみ。アメリカは本体の条約さえ批准していないが、オバマ大統領は条約の批准を選挙の公約に掲げた。（参考：09年3月13日付け朝日新聞）

議定書では、個人または集団が、国による条約違反によって被害を受けた場合、国連の女性差別撤廃委員会に通報できる個人通報制度等を定めている。

国際婦人年連絡会（日本YWCA加盟）は「選択議定書の批准は、日本における女性差別撤廃への取り組みを強化し、男女共同参画社会の形成を促進するものです。第5回報告の勧告にあるように議定書の批准は我が国の司法の独立をおかすものではありません。すみやかに批准するよう要望します」とする要望書を2月17日に内閣総理大臣に提出した。（編集委員会）



TAKE ACTION

女性の安全は、経済活動における公正さにかかっています

ヨルダンYWCA

CEDAW第13条は、締約国に、経済および社会生活における女性に対する差別をなくすための適切な措置を講じるよう求めています。ヨルダンYWCAは、女性の経済活動における公正さを支持する経験を生かし、ヨルダンのCEDAWのシャドウレポートに貢献しています。

ヨルダンYWCA総幹事レイラ・ディアブは、ヨルダンの女性にとってなぜCEDAWが大事件を次のように語っています。

「ヨルダンの憲法では、男性と女性には平等な権利があります。しかし、ヨルダンの憲法は、女性が暴力を受けずに自由に生きる権利を与えていません。社会的慣習により、家産の相続は男性に制限され、女性は割り当てられた相続分、特に財産を、兄弟のために放棄せざるを得ない圧力にさらされます。これが、女性への暴力へとつながります。ヨルダンYWCAは、他の女性NGOとともに、CEDAWの実現に向けたプロセスに参加し、ヨルダン当局が、このように女性に対する暴力と経済的公正を扱っているのを審査するシャドウレポートを発行しました。

この報告によると、市民社会は公ににくい問題に直面している女性たちの声を拾い上げる

ことができるようになりました。市民社会は意思決定者とロビイア活動を行ったり、メディアでディベートの回数を増やすことなどにより、政府に対し女性と少女の法的権利を改善させ、さらに、よりよい保護をすよう要求しました。

女性の経済公正に反する法律に異議申し立てをするのにCEDAWは効果的だと、私たちが感じています。ヨルダンYWCAは、欠陥のある法律の犠牲になっている女性たちと関わる活動を実施し、また女性虐待および幼児虐待に重点をおいた法律相談とカウンセリングをしています。ヨルダンのバングア・パレスチナ難民キャンプにある、ヨルダンYWCAファミリー・カウンセリングセンター（写真右下）では、女性の意識を高め、女性の社会活動への参加を促しています。ヨルダンYWCAは、女性の保健・教育・家族計画などのサービスへのアクセスを増

やし、収入に結び付くスキル取得を目指します。貧困のせいでたくさん女性が、生活において社会的・精神的・身体的なサポートを必要としています。」

ヨルダンYWCAはすでに、女性問題を扱うためにアラブ世界に設立された、半市民の組織の一つである女性のためのヨルダン国民評議会と密接な関係があります。

ヨルダンYWCAのシャドウレポート作成を手助けたムナ・マカムレ弁護士は次のように語っています。NGOの参加により、報告プロセスにおける政府の説明責任が明瞭が増します。こうして、CEDAWの国内実施を促します。これは、女性の生活向上にとても大事なステップです。」



「（2面より続く）書では扱われないデリケートな問題や議論的となる問題は、NGOのほうが浮き彫りにしやすい場合が多いということです。シャドウレポートが作成されるという認識が、多くの場合ブレッシャーとなり、政府はより正確な報告をせざるを得ません。というのは、政府による報告書の矛盾や不備がシャドウレポートを通して明らかになるからです。」

YWCAはその活動とアドボカシーによって、これまで述べてきたようなプロセスに大いに貢献できます。私たち女性にとって、CEDAWは変革への手段です。私たちはYWCAで活動する女性としてエネルギーと経験を結集し、YWCAの会員やYWCAのサービスを利用して、女性たちのためにCEDAWが確実に実施されるよう政府に働きかけることができます。

種

人は、見返りがないと知るところに働きかけるのは愚かだと考える。キリストは何の見返りもないのに、人間の罪を負って十字架で死んでくださった。このキリストに示された無償の愛、限りなく赦し、ここにボランティアの原点がある。ボランティアは見返りを求めないで仕える。実際、まったく見返りのない働きはない。誰かの役に立てば喜んでもらえる。救助すれば助かる人がいる。ところが、キリストは十字架で罪びとの身代わり死んで人々の罪を償ったが、肝心の身代わりになってもらった人間たちが、私の罪のためではないと関わりを拒んだ。正面から「裏表」を突きつけられると、人は受け入れられない。

「わたしの兄弟であるこの最も小さい者の一人にしたのは、わたしにしてくれたことなのである。」
（マタイによる福音書25章40節）

時に、十字架のイエスの思いを知ることがある。助けようとした行いが一層困難な事態に追い込むとき。苦しみをやらせたいと寄り添うほど溝が深くなる。報いを求めないで仕える難しさの中で、そこにキリストが共に居られると気づく。主は、私より先にこの愛を知っておられた。キリストがこの運を行かれる。こんな大きな喜びはない。

榮まり子（日本キリスト教団無任所補教師・札幌YWCA会員）

平和憲法を生かして 平和・いのち・暮らしをまもる

2・20女性たちの院内集会&ロビイング



日本YWCAビジョン2015委員会からの提案で、2月20日に10の女性団体が呼びかけ団体となり、表題の院内集会とロビイングを行った。当日は80名の参加者と数名の国会議員の参加を得、報道機関も入り、衆議院第一議員会館の会議室は満席になった。冒頭、呼びかけ人代表として

石井摩耶子さん（日本YWCA会長）が挨拶し、「平和憲法・いのち・暮らしが大切に扱われているとは言えない今、心ある議員と女性の皆さまで課題を確認し合い、協力・連帯の絆を強めたいと願います」と思いを込めて話された。次に高田健さん（許すな！憲法改悪・市民連絡会）より、国会における憲法9条改悪問題関連の動きについてお話をいただき、①明文改憲運動の挫折から、解釈改憲路線への自民党の転換②ソマリア沖への自衛隊派兵の口実の嘘と恒久法への誘導③水面下での憲法審査会始動への動き（国民投票法実施等の予算64億円計上など）への警戒が必要であることなどの状況などが語られた。

集会の結実として以下の内容の要請文を採択した。「①海上自衛隊のソマリア沖派兵に反対します。自衛隊海外派兵恒久法・海賊対策新法を制定しないでください。②憲法改悪を進める憲法審査会を始動させないでください。③雇用の安定・医療や福祉・教育などを充実させ生存権を守る政治を要望します。」

集会の終了後参加者は、憲法前文の抜粋を冒頭に掲げたこの要請書を携え、10のグループに分かれ、主に自民・民主・公明の女性議員の部屋を訪問した。議員に会えることは少ないが、私たちの思いや願いを直接立法に携わる人たちに伝える貴重なチャンスである。たくさんの団体や個人と、同じ思いに結集できたことを喜び、お互いにエネルギーと勇気を増し加えられたこの企画が実現できたことを、協力してくださったすべての方に感謝したい。

ビジョン2015委員長 藤原玲子